

# 平成20年度 ふるさと納税183万6千円 7割が子どもたちへの事業に寄付

ふるさと納税制度とは？

「ふるさとを応援したい」という納税者の思いを実現するため、平成20年度の税制改正で、いわゆる「ふるさと納税」が制度化されました。

「納税」という言葉を用いています。実際には自治体への寄付金で、個人が寄付を行った場合に住民税の控除が受けられる制度です。法人の場合は、当該事業年度の損金に全額算入できま

す。寄付先は出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、「故郷への恩返し」という面と、「好きな地域を応援する」という側面も持っています。

## 平成20年度の寄付の状況

市では、平成20年10月から、ふるさと納税制度を開始し、多くの人たちからご賛同いただきました。

皆さんのご厚意に感謝し、厚く御礼申し上げます。

ここに、平成20年度の寄付の状況を報告します。

## 全体状況

件数 12件 金額 183万6千円

## 事業別申し込み状況

本市では、寄付の際、次の3つの事業メニューから寄付金の活用先をお選びいただいています。

### ☆子どもたちの笑顔を育む事業

未来を担う子どもたちの笑顔のために、「子ども自然体験・交流」、「ぜんそく等小児指定疾患医療費助成」、「ブックスタート」、「学校司書サポート」などの各事業に充当します。

件数 8件 金額 129万6千円

### ☆自然環境を生かした地域づくり事業

豊かで穏やかな海、四季折々に咲き誇る花々など、本市には、黒潮の影響から多くの自然の恵みがもたらされています。

この快適・田舎空間を育み、守ることを目的に「ふるさとの海」保全、「公園・遊歩道整備」などの各事業に充当します。

件数 2件 金額 31万円

### ☆市民が主役のまちづくり事業

本市には、NPOやボランティア団体など公益的な活動をする100を超える市民活動団体があり、それぞれの団体が熱い思いと信念をもってがんば

っています。

そんな、がんばる人を応援することを目的に「市民活動推進事業」に充当します。

件数 2件 金額 23万円

## 寄付金活用状況

平成20年度分は、寄付の多かった「子どもたちの笑顔を育む事業」のうち、30万円を平成21年度ブックスタート事業に活用させていただきました。

開始されたものについては、随時、実施時の写真や、参加者の声を記載した「笑顔（感謝）の手紙」を送付させていただきます。

## 寄付いただいた人および団体（平成20年度）

○ 高下 祐之 様（千葉県）

○（有）堀井商店 様（千葉県）

※ 寄付申し込み時に、公表について同意いただいた人および団体のみ公表しています。

平成21年度についても9月30日現在、10件の寄付をいただいています。こちらについては、年度終了後に改めて報告します。

今後とも皆さんの応援を心からお待ちしています。

なお、「ふるさと納税」についてのパンフレットがあります。

次の問い合わせ先にご連絡ください。

い。送付します。  
問い合わせ

企画政策課 TEL 33-1001

## 寄付金控除とは

地方公共団体への寄付のうち、5,000円を超える部分が「控除対象」となります。控除を受けるには、確定申告が必要です。

### 【算出例】

例) 給与収入500万円で 夫婦+子ども2人の家族の場合  
給与収入：500万円 【所得税の税率5% 住民税（所得割額）135,500円】

寄付金額 20,000円

20,000円の寄付を行った場合

控除対象外 5,000円 寄付控除対象 15,000円

5,000円は寄付を行った人の負担となります

住民税の税額控除14,250円

※ 所得税は寄付をいただいた年分、住民税は翌年分の控除となります。

所得税からの税額控除750円 15,000円×5%